

(参考)

耐震診断士・耐震設計監理者及び耐震改修事業者の登録条件(木造)

1. 耐震診断士

以下の全てを満たし、袖ヶ浦市耐震改修促進協議会(以下「協議会」)の会員である人

- ア. 1級、2級又は木造建築士の資格を有する人
- イ. 市、協議会、県又は建築防災協会が行う耐震診断・改修講習会の受講を修了した人

2. 耐震設計監理者

以下のいずれかを満たす人で、市の指定する講習会を受講し、市税の滞納のない人
(法人の場合は法人税)

- ア. 市が認定した木造住宅耐震診断士(事務所登録必要)
- イ. 市内設計事務所に勤務する建築士で耐震設計監理を行う能力的要件を有する人
- ウ. 市長がこれと同等の能力を有するとして特に認める人

耐震設計監理を行う能力的要件を有する人とは

建築土法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士の資格を有し、一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅の耐震精密診断(改訂版)を用いて耐震診断及び耐震改修計画の作成を業務として行った実績がある人

市長がこれと同等の能力を有するとして特に認める人とは

市外の設計事務所に勤務する人であっても、耐震設計監理を行う能力的要件を有する人で、実績を示す書類を提出し、市の審査により承認を受けた人(この場合市税は居住する市税と読み替えるものとする)

3. 耐震改修事業者

以下のいずれかを満たす人で、市の指定する講習会を受講し、市税の滞納のない人
(法人の場合は法人税)

- ア. 市内で建築工事業に係る建設業法(昭和24年法律第100号)の許可を受けている人
- イ. 軽微な工事を行う場合には、次のいずれかの要件を満たす市内に居住する人
 - 高校の建築関連学科を卒業後5年以上、又は大学の建築関連学科を卒業後3年以上の建築工事に関する実務経験を有する人
 - 10年以上の建築工事に関する実務経験を有する人
 - 建築士法第2条に規定する建築士で建設業法第27条に基づく建築施工管理技士の資格を有する人
- ウ. 市長がこれと同等の能力を有するとして特に認める人

軽微な工事(建設業法施行令第1条の2)とは

工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1500万円に満たない工事又は、延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円に満たない工事

市長がこれと同等の能力を有するとして特に認める人とは次のいずれかを満たす者
市外で建設業許可を受けて営業所を開設している人であっても、袖ヶ浦市に法人住民税を納付し、市の審査により承認を受けた人
市外で建設業許可を受けて営業所を開設している者であっても、既に袖ヶ浦市耐震改修事業者の登録を行った者の関連子会社などの企業グループに属しており、かつ、市の審査により承認を受けた者。